

水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査の結果について

令和7年12月25日公表
国土交通省・環境省

1. 調査の概要

(1) 調査目的

令和6年度に実施した「水道における PFOS および PFOA に関する調査」(令和6年12月24日公表)による調査後の状況(令和6年10月1日以降の水質検査結果等)を把握するため、フォローアップ調査を実施した。

(2) 調査対象

水道事業^{※1}、水道用水供給事業^{※1}及び専用水道^{※2}

※1 水道法第3条第2項に規定する水道事業及び同条第4項に規定する水道用水供給事業。いずれも、水道法に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要であり、主に市町村・都道府県により経営されている。

※2 水道法第3条第6項に規定する寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、一定の要件に該当するもの。

(3) 調査実施者

国土交通省及び環境省

(4) 調査内容

PFOS 及び PFOA の水質検査結果^{※3}等 (令和6年10月1日以降の情報を更新)

※3・水道事業者等が複数の水源、浄水場等を有し水道水を供給している場合、年度ごとの最大濃度は、給水区域内の水源や浄水場の系統にかかわらず、当該事業者における最大値とした。

- ・検査地点は原則、給水栓である。給水栓で検査していない場合は浄水場出口水又は原水である。
- ・専用水道のうち、国設の専用水道は、国土交通省及び環境省が各省庁による水質検査結果等を集計した。調査項目は、水道事業者等に対する調査と同じ調査項目とした。
- ・国設以外の専用水道は、都道府県が、市、特別区、町村分の検査している設置者数、超過が確認された設置者数等を集計した。
- ・調査内容の詳細は以下のとおり。

(参考) 水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について (令和7年5月16日事務連絡)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001889475.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001889476.pdf>

2. 結果の概要

2-1 水道事業及び水道用水供給事業

(1) 調査への回答及び水質検査の実施状況

調査への回答状況及び水質検査の実施状況を表1に示す。

表1 調査への回答状況及び水質検査の実施状況

	事業数	検査実績			全量受水
		有 ^{※4}	無		
上水道事業 ^{※5}	1,285	146	1,253	32	30
水道用水供給事業	83	2	83	0	0
簡易水道事業 ^{※5}	2,182	33	1,865	317	16
合計 ^{※6}	3,550 (3,755)	181	3,201 (2,227)	349 (1,368)	46

※4 令和2年4月から令和7年8月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上。

※5 水道事業のうち、「上水道事業」は給水人口が5,000人超である事業、「簡易水道事業」は給水人口が101人以上5,000人以下である事業。

※6 括弧内の数字は、令和6年12月公表時のデータ。

令和2年度にPFOS及びPFOAを水質管理目標設定項目^{※7}に位置付けて以降、令和2年度から令和7年8月末までに、検査を行ったことがある事業数は3,201事業であった（昨年度調査：2,227事業）。

検査実績が無い上水道事業においては、32事業のうち30事業が全量受水であり、自己水源がある2事業については、今年度中にすべての事業で検査が実施される予定となっている。検査実績が無い簡易水道事業においては、317事業のうち16事業が全量受水であり、自己水源がある301事業については、219事業について今年度中に検査が実施される予定となっている。

※7 水質管理目標設定項目

毒性の評価値が暫定であるため等により、水道水質基準となっていないものの、水道水質管理上留意すべき項目。

(2) 水質検査の結果

令和2年度から令和7年8月末までに、PFOS及びPFOAの暫定目標値(50ng/L、令和8年4月より水質基準として施行)^{※8}を超過した事業数は19事業であった（昨年度調査：14事業）。

なお、最新の検査結果では、18事業が対策実施済で暫定目標値を下回っており、残り1事業については、応急的な対応が実施されており、今年度中に対策が実施される予定である。

※8 暫定目標値の考え方について

2020年に設定された日本の水質の暫定目標値は、当時の科学的知見に基づき、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの。

(PFOS, PFOAに関するQ&A集 <https://www.env.go.jp/content/000242834.pdf>)。

2-2 専用水道

(1) 調査の結果

水質検査の実施状況を表2に示す。

表2 水質検査の実施状況

	設置者数	検査実績有 ^{※9}
専用水道 ^{※10}	8,056 (8,177)	4,353 (1,929)

※9 令和2年4月から令和7年8月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上。

※10 括弧内の数字は、令和6年12月公表時のデータ。

(2) 水質検査の結果

令和2年度から令和7年8月末までに、PFOS 及びPFOAの暫定目標値(50ng/L)を超過した専用水道の数は59であった(昨年度調査:42)。

都道府県別の状況を(参考1)に、国設専用水道における調査の結果を(参考2)に示す。

(3) 暫定目標値を超過した専用水道における対応状況

暫定目標値を超過した59の専用水道の対応状況を表3に示す。35の専用水道においては、上水道への切替えや当該井戸の取水停止等により対策を実施済であった。また、20の専用水道においては、飲用制限などにより飲用暴露防止のための応急的な対応を実施していた。残りの4の専用水道においては、今年度中に対策が実施される予定となっている。

表3 暫定目標値を超過した設置者による対応状況

対策実施済 (26→35)	<ul style="list-style-type: none">上水道への切替え当該井戸の取水量低減・停止、上水道との混合除去設備の設置 等
応急的な対応実施済 (14→20)	<ul style="list-style-type: none">利用者へのボトルウォーターの配布ウォーターサーバーの設置飲用制限 等
対策等実施予定 (4→4)	<ul style="list-style-type: none">上水道への切替え、除去設備の設置などを実施予定

注) 括弧内の数字は(令和6年12月公表時の設置者数→今年度の設置者数)

3. 今後の予定等

令和8年4月1日に、PFOS 及びPFOAが、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられるなどの、水道水質基準に関する省令が施行され、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道において、水質検査の実施及び基準値の遵守が義務付けられる。

そのため、円滑な施行に向けて、国土交通省と環境省は連携して、検査をまだ実施していない水道事業者等及び専用水道の設置者に対し、検査を実施するよう、引き続き要請していく。また、超過が確認された場合は、昨年度、国土交通省が公表した「水道事業者等によるこれまでのPFOS 及びPFOA 対応事例について」を参考に、水道事業者等及び専用水道の設置者により適切な対応が速やかに図られるよう取り組んでいくとともに、都道府県等が所管する者については、都道府県等を通じた指導等に取り組んでいく。

(参考1) 専用水道における都道府県別の状況

表4 都道府県別の状況

都道府県	設置者数				検査している設置者数	暫定目標値の超過が確認された設置者数		
	うち 全量受水	うち国設専用水道		うち 国設 専用水道		うち 国設 専用水道	うち 国設 専用水道	
		設置者数	うち 全量受水					
北海道	526	38	39	23	221	39	0	
青森県	76	9	8	5	46	6	0	
岩手県	111	10	3	0	75	3	1	
宮城県	88	11	8	5	54	7	0	
秋田県	85	7	2	1	48	2	1	
山形県	52	3	2	2	40	2	0	
福島県	170	5	4	0	85	4	0	
茨城県	225	37	10	3	159	8	2	
栃木県	318	19	5	1	141	5	4	
群馬県	125	13	4	2	57	2	0	
埼玉県	338	64	8	6	167	6	0	
千葉県	948	79	9	5	665	6	4	
東京都	372	187	15	10	168	13	22	
神奈川県	481	138	3	2	280	2	5	
新潟県	66	6	3	2	25	2	0	
富山県	156	6	1	0	130	1	0	
石川県	100	4	3	2	72	2	3	
福井県	28	1	1	0	11	1	1	
山梨県	36	0	1	0	28	1	0	
長野県	76	0	4	0	61	4	0	
岐阜県	199	11	2	0	119	2	1	
静岡県	406	26	9	0	192	9	0	
愛知県	254	35	6	3	138	5	0	
三重県	159	14	5	1	103	4	0	
滋賀県	72	7	2	2	30	0	0	
京都府	132	21	4	2	45	2	6	
大阪府	334	153	3	2	152	1	3	
兵庫県	170	47	6	3	82	3	2	
奈良県	57	6	2	1	31	2	1	
和歌山県	24	6	0	0	12	0	0	
鳥取県	27	0	1	0	9	1	0	
島根県	25	7	2	1	15	1	0	
岡山県	58	15	5	4	49	4	0	
広島県	165	21	1	1	69	0	1	
山口県	63	16	5	4	24	4	0	
徳島県	55	3	2	1	16	1	0	
香川県	33	9	3	3	29	2	0	
愛媛県	137	7	3	1	98	2	0	
高知県	35	2	2	1	11	1	0	
福岡県	427	45	12	9	143	10	1	
佐賀県	76	8	3	2	53	1	0	
長崎県	144	16	8	7	80	7	0	
熊本県	238	5	5	1	180	4	0	
大分県	189	3	5	2	49	3	0	
宮崎県	46	4	6	4	26	4	1	
鹿児島県	121	13	15	4	51	11	0	
沖縄県	33	9	9	8	14	4	0	
計	8,056 (8,177)	1,146 (1,186)	259 (256)	136 (132)	4,353 (1,929)	204 (49)	59 (42)	
							10 (4)	

注) 括弧内の数字は、令和6年12月公表時のデータ

(参考2) 国設専用水道における調査の結果

表5 調査への回答状況及び水質検査の実施状況

	事業数	検査実績		
		全量受水	有	無
国設専用水道	259 (256)	136	204 (49)	55 (207)

注) 括弧内の数字は、令和6年12月公表時のデータ

表6 暫定目標値を超過した国設専用水道

施設名	所在 都道府県	測定結果 (ng/L)	対応状況
府中刑務所国設専用水道	東京都	204	上水道に切替え。
陸上自衛隊東立川駐屯地	東京都	343(原水)	暫定目標値を超過していない井戸に切替え。
陸上自衛隊小平駐屯地	東京都	200	上水道に切替え。
航空自衛隊府中基地	東京都	245(原水)	応急的に浄水器で対応中。 今後、上水道に切替え予定。
航空自衛隊岐阜基地	岐阜県	86(原水)	応急的に浄水器で対応中。 今後、除去設備を設置予定。
航空自衛隊芦屋基地	福岡県	1,500	応急的に浄水器で対応中。 今後、除去設備を設置予定。
航空自衛隊山田分屯基地	岩手県	59(原水)	応急的に浄水器で対応中。 今年度中に除去設備を設置予定。
茨城農芸学院国設専用水道	茨城県	61(原水)	応急的に浄水器で対応中。 今後、上水道に切替え予定。
陸上自衛隊大久保駐屯地	京都府	64(原水)	応急的に浄水器で対応中。 今後、除去設備を設置予定。
航空自衛隊新田原基地	宮崎県	560(原水)	上水道に切替え。

注1) 府中刑務所国設専用水道から航空自衛隊芦屋基地までについては、「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について（最終取りまとめ）」（令和6年12月24日公表）において公表済み。

注2) 測定結果は、令和2年度から7年度（令和7年度は8月29日時点）までの最大値